

入 札 公 告

「〔営農再開〕施設管理0601業務 大柿地区」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和6年12月13日

福島県相双農林事務所長 本多 巖

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 〔営農再開〕施設管理0601業務 大柿地区
ダム堤体伐採工 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び特記仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和7年3月31日限り

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再確認を受けた者であること。
- (4) 令和5・6年度福島県有資格者名簿(県内建設工事)の発注種別「法面処理工事」又は「造園工事」に登録されている者であること。
- (5) 管内(相双建設事務所管内に本店又は支店・営業所を有する者であること。)

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格等確認申請書(様式1)及び様式1に記載の添付書類を次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間
令和6年12月13日(金)から令和6年12月27日(金)まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出場所
郵便番号 975-0031
住 所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県相双農林事務所総務部総務課
電 話 0244-26-1175
F A X 0244-26-1169
- (3) 提出方法
持参又は郵送による。

4 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

令和6年12月13日(金)から令和7年1月15日(水) (土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

福島県南相馬合同庁舎北庁舎2階 相双農林事務所総務部総務課

※閲覧スペースに設置したパソコンによる電子閲覧

5 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書等配布期間及び場所

令和6年12月13日(金)から令和6年12月27日(金)まで

3に掲げる場所に同じ。なお、福島県相双農林事務所のホームページからダウンロードして入手することができる。

(2) 開札の日時及び場所

令和7年1月16日(木) 午後2時30分

福島県南相馬合同庁舎南庁舎4階401会議室(福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地)

(3) その他

郵便その他の方法による入札は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

入札保証金の免除を希望する者は、入札参加資格確認申請と同時に入札保証金免除申請を行うこと。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先 福島県相双農林事務所総務課

電 話 0244-26-1175 FAX 0244-26-1169

電子メール sousou.nourin@pref.fukushima.lg.jp

〔営農再開〕施設管理0601業務 大柿地区

一般競争入札
入札説明書

令和6年12月
相双農林事務所

この入札説明書は、「〔営農再開〕施設管理0601業務 大柿地区」について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者)

福島県相双農林事務所長 本多 巖

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 〔営農再開〕施設管理0601業務 大柿地区
ダム堤体伐採工 一式
- (2) 業務の仕様等 特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年3月31日限り

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再確認を受けた者であること。
- (4) 令和5・6年度福島県有資格者名簿(県内建設工事)の発注種別「法面処理工事」又は「造園工事」に登録されている者であること。
- (5) 管内(相双建設事務所管内に本店又は支店・営業所を有する者であること。)

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、令和6年12月13日(金)から令和6年12月27日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、5(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

ただし、郵送による場合は、配達証明とし、令和6年12月27日(金)午後5時15分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかったときは、入札に参加する者に必要な資格を与えないので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式1)
- イ 会社概要(任意様式)

(注) 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長形3号封筒を提出すること。(郵送による提出の場合は同封すること。)

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。
- (3) 入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により、令和7年1月9日(木)以降、申請者に対して通知する。

5 入札書の提出場所

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 975-0031

住所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県相双農林事務所 総務部総務課

電話 0244-26-1175

FAX 0244-26-1169

電子メールアドレス sousou.nourin@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 入札説明書及び入札関連資料の配付期間

令和6年12月13日(金)から令和6年12月27日(金)(土曜・日曜・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、福島県相双農林事務所のホームページからダウンロードして入手することができる。

- (3) 入札(開札)の日時及び場所

令和7年1月16日(木) 午後2時30分

福島県南相馬合同庁舎南庁舎4階401会議室
(福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地)

- (4) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

令和6年12月13日(金)から令和7年1月15日(水)(土曜・日曜・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

福島県南相馬合同庁舎北庁舎2階 相双農林事務所 総務部総務課

※閲覧スペースに設置したパソコンによる電子閲覧

6 入札参加方法

- (1) 入札書(様式3-1)は、入札当日持参すること。

- (2) 郵便その他の方法による入札は不可とする。

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人は委任状(様式4)を持参すること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

- (4) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5(3)に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を5(3)に掲げる日時及び場所に持参すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、財務規則第249条第1項第2号の規定により、入札保証金納付の免除を申請する者は、4(1)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式5）、業績実績証明書（様式5-1）により5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、財務規則第249条第1項第1号により免除申請をしようとする者は、5(3)に掲げる日時までに5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

8 入札方法及び開札等

- (1) 入札及び開札は5(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 入札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）（入札者が本書又は写しを持参すること。）
イ 委任状（様式4）・・・代理人出席の場合
ウ 入札保証金の領収書・・・入札保証金を納付した者
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (5) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (6) 入札書の宛て先は、「福島県相双農林事務所長 本多 巖」と記載すること。
- (7) 開札の結果、落札者が決定しない場合は、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (8) 再度入札に付しても、なお、落札者が決定しない場合、1回に限り直ちにその場で再度入札に付することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

4(1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書(様式3-1)を提出することを原則とするが、8の(3)に掲げる代理人をして入札させるときは、この限りでない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式4)を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送をもって入札書(様式3-1)を提出することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1.1 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1.2 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 郵便による入札
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (7) 記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

(12)その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

1.3 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

1.4 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。
- (3) 財務規則第229条第1項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

1.5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が1.5(1)に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.6 契約条項

契約書（案）による。

1.7 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6）により、説明を求めることができる。
質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）により回答するほか、福島県相双農林事務所ホームページに掲載する。
受付期間 令和6年12月13日（金）から令和6年12月18日（水）まで
受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所 5(1)に掲げる場所

回答予定日 令和6年12月23日(月)

- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

18 契約に関する事務の担当

5(1)に同じ。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5の2の規定による一般競争入札とする。

予定価格は事後公表とし、入札の回数は1回とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。再度入札を執行しても落札候補者が決定されなかったときは、1回に限り再度入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1)入札書の記載金額、入札保証金、落札者、契約保証金

入札説明書のとおりとする。

なお、契約保証金については、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(2)最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(3)落札者の決定

入札説明書のとおりとする。

(4)委託契約書

別添(案)のとおり。

(5)契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が契約書に記名押印したとき確定する。

(6)委託の期間

委託の期間は、令和7年3月31日限りとする。

(7)計画工程表及び着手届

受注者は、業務の始業前に計画工程表及び着手届を作成し、発注者に提出すること。

(8)主任技術者

受注者は、契約締結後、主任技術者を定め、発注者に通知すること。

(9)前金払

受注者の請求により必要と認める場合には、委託業務の進行及び実施量に応じて業務委託料の一部を前金払することができる。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 設計書(金額抜き)、設計図、仕様書
- 2 委託契約書(案)

契約の保証について

1 受注者は、委託契約書案の提出とともに、以下(1)から(4)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る領収書の提示

[注] ア 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。

イ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、発注者へ成果物の引渡し後、契約保証金の払渡しを求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

(ア) 福島県債証券 額面金額

(イ) 国債証券 額面金額の 10 分の 8

(ウ) 地方債証券(福島県債証券を除く。) 額面全額の 10 分の 8

(エ) 特別の法律により設立された法人の発行する債券 時価の 10 分の 8

「特別の法律により設立された法人の発行する債券」とは、次のものをいう。

a 特別の法律によって設立され、政府の出資を受けている公団、公庫及び特殊会社の発行する債券

b 金融債(みずほ銀行、新生銀行、あおぞら銀行、三菱東京UFJ銀行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫の発行する債券)

(オ) 知事が確実であると認める社債券 時価の 10 分の 8

「知事が確実であると認める社債券」とは、その都度個々に知事に承認を受けたものをいう。

イ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課又は相双地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ 上記イの有価証券が記名証券の場合は、その払込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

オ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ 受注者は、発注者へ成果物の引渡し後、有価証券の払渡しを求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書の提出

[注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

- イ 保証書の宛名の欄には「福島県相双農林事務所長 本多 巖」と記載するように申し込むこと。
 - ウ 保証債務の内容は委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - エ 保証書上の保証に係る委託業務名の欄には、委託契約書に記載される委託業務の名称が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - カ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
 - ク 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - コ 受注者は、発注者へ成果物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- (4) 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出
- [注] ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ウ 保険証券の宛名の欄には「福島県相双農林事務所長 本多 巖」と記載するように申し込むこと。
 - エ 証券上の契約の内容としての委託業務名の欄には、委託契約書に記載される委託業務の名称が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保険金額は、業務委託料の 100 分の 5 の金額以上とすること。
 - カ 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - キ 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- 2 なお、上記 1 による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。